

(適格請求書発行事業者公表サイト)

問 21 適格請求書発行事業者公表サイトでの適格請求書発行事業者の公表情報の確認方法について教えてください。【令和4年4月改訂】

【答】

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報を確認することができます。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、該当する公表情報がない場合（交付を受けた請求書等の記載内容と異なる情報が表示される場合を含みます。）、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にご確認いただきますようお願いいたします。

(参考) 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」には、登録番号を基にした検索のほか、システム間連携のためのWeb-API 機能や公表情報に係るデータのダウンロード機能があります。これらの機能の詳細については、同サイトで仕様公開しておりますので、ご確認ください。

(登録番号の効率的な確認方法)

問 22 当社は取引先が多いため、登録番号の有効性の確認を効率的に実施したいと考えています。どのような方法がありますか。【令和5年4月追加】

【答】

登録番号の有効性を効率的に確認する方法として、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のWeb-API 機能又は公表情報ダウンロード機能を利用する、あるいはこれらの機能に対応している会計ソフト等を導入するなどの方法が考えられます。

① Web-API 機能

利用者の皆様が保有するシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信していただくことで、指定した登録番号で抽出した情報、指定した期間で抽出した更新(差分)情報を取得するための、システム間連携インターフェース(データ授受の方式)を提供するものです。

② 公表情報ダウンロード機能

前月末時点に公表しているデータの最新情報を、全件データファイルとして提供するとともに、新規に適格請求書発行事業者として登録された事業者の情報のほか、公表情報の変更・追加や失効年月日等の情報をダウンロードすることができます。

※ 個人事業者については氏名等の情報を削除して提供しています。

なお、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」の検索機能(登録番号を利用して適格請求書発行事業者の情報を表示する機能をいいます。)に対して、いわゆるスクレイピングなど、プログラムを用いて公開している情報を取得する行為については、本サイトの利用規約上禁止しています。

(少額な対価返還等に係る適格返還請求書の交付義務免除に係る 1 万円未満の判定単位)

問 29 売上げに係る対価の返還等に係る税込金額が 1 万円未満である場合には、当該対価返還等に関し適格返還請求書を交付する義務が免除されるのですが、1 万円未満の対価返還等とは、どのような単位となりますか。【令和 5 年 4 月追加】

【答】

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が 1 万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます（新消法57の 4 ③、新消令70の 9 ③二）。

また、売上げに係る対価の返還等とは、事業者の行った課税資産の譲渡等に関し、返品を受け又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、売上金額の全部若しくは一部の返還又は当該売上げに係る売掛金等の債権の額の全部若しくは一部の減額を行うことをいいます（消法38①）。

したがって、このような売上金額の返還や債権の減額の金額が 1 万円未満であれば、適格返還請求書の交付義務が免除されることとなります。

具体的には、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとに減額した金額により判定することとなります。

例：① 500,000円の請求に対し、買手は振込手数料相当額440円減額した499,560円を支払
(売手は、440円を対価の返還等として処理)

⇒ 1 万円未満の対価返還等であり、適格返還請求書の交付義務は免除される

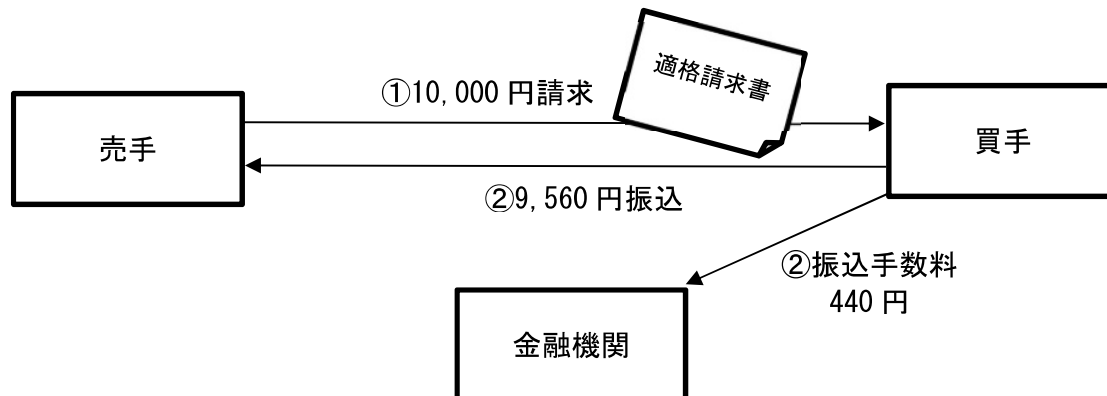
② 400,000円の請求に関し、1 商品当たり100円のリベートを後日支払（合計20,000円）

⇒ 1 万円以上の対価返還等であり、適格返還請求書の交付義務は免除されない

(注) この 1 万円かどうかの判定は、値引き等の金額に標準税率が適用されたものと軽減税率が適用されたものが含まれている場合であったとしても、適用税率ごとの値引き等の金額により判定するものではなく、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定することとなります。

(売手が負担する振込手数料相当額)

問 30 売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が負担する商慣行があります。この売手が負担する振込手数料相当額について、適格請求書等保存方式の開始後、売手が代金請求の際に既に適格請求書を交付している場合に、必要となる対応を教えてください。【令和 5 年 4 月追加】



【答】

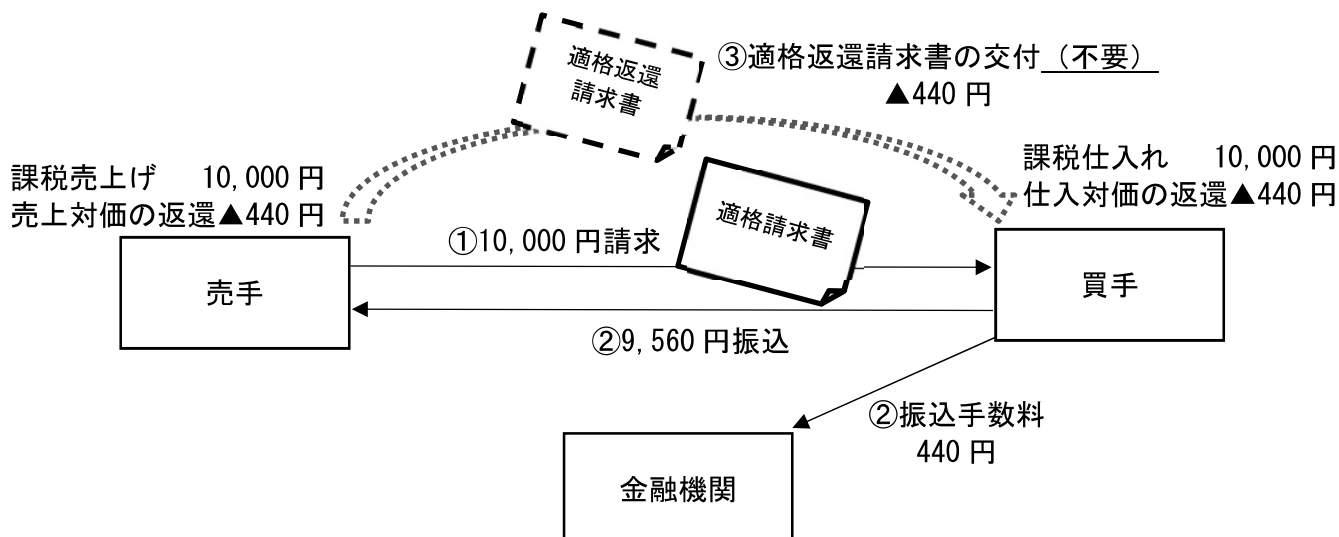
ご質問の場合、取引当事者間の契約関係等により、次のように対応が分けられます。

1 売手が振込手数料相当額を売上値引きとする場合

売手は、振込手数料相当額について売上値引きとする場合、売上げに係る対価の返還等を行っていることとなりますので、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要がありますが、一般的には、こうした振込手数料相当額は 1 万円未満となると考えられますので、その場合は適格返還請求書の交付義務が免除されることとなります（新消法 57 の 4 ③、新消令 70 の 9 ③二）。

ご質問の場合は、売上値引きの金額が 440 円であるため、当該売上値引きに係る適格返還請求書の交付は必要ありません。

なお、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います。そのため、軽減税率（8％）対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率（8％）が適用されます。

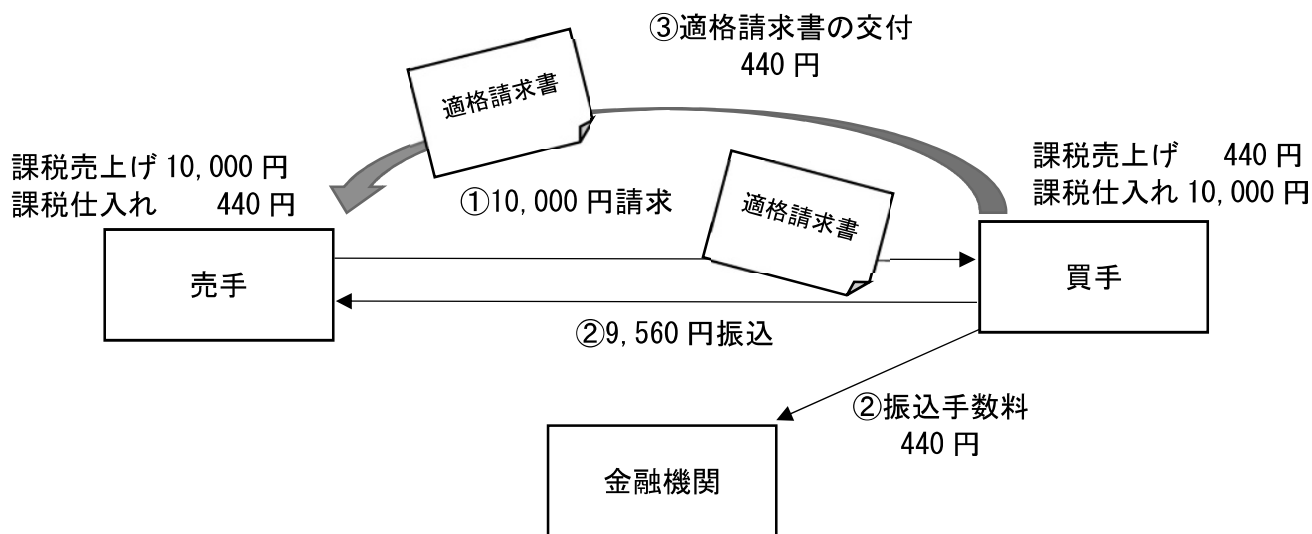


2 振込手数料相当額について、売手が買手から「代金決済上の役務提供（支払方法の指定に係る便宜）」を受けた対価とする場合

売手の買手に対する課税資産の譲渡等と、買手の売手に対する代金決済上の役務の提供は、それぞれ異なる課税資産の譲渡等となります。

したがって、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から交付を受けた適格請求書の保存が必要となります。

なお、売手は、請求金額から差し引かれた振込手数料相当額について、仕入明細書等を作成し、買手の確認を受けて仕入税額控除を行うこともできます（新消法 30⑨三）。



(注) 一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①）。

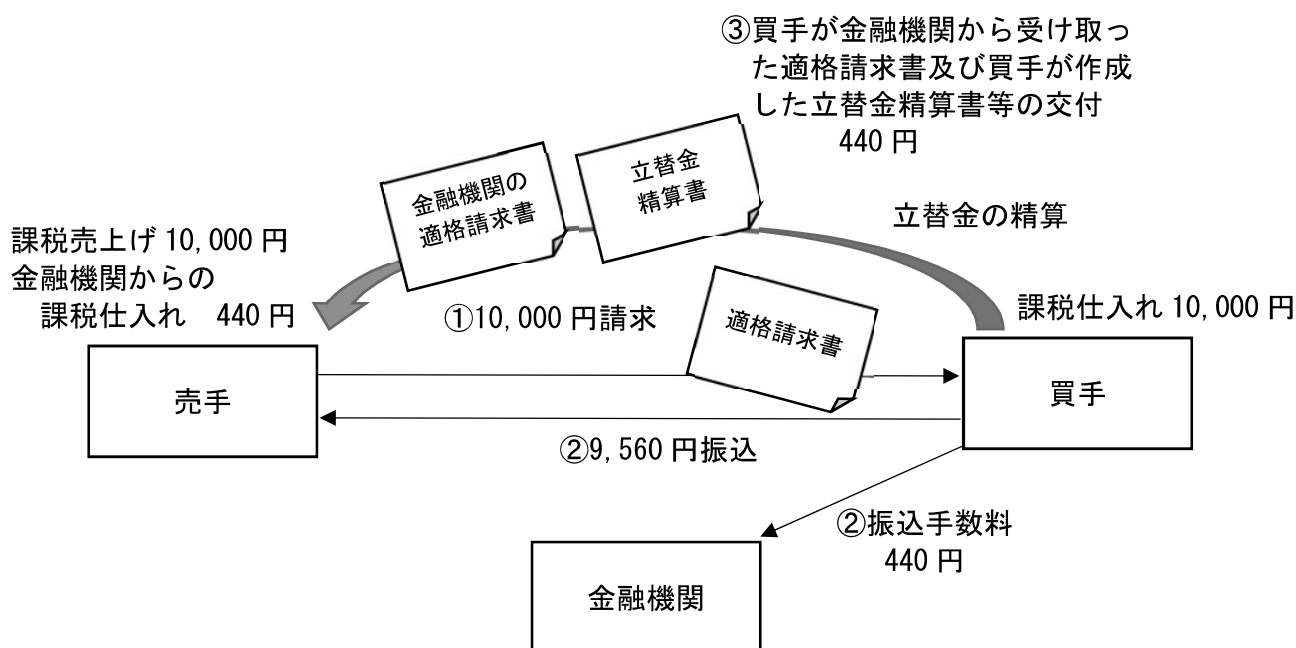
詳しくは、問108《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。

3 買手が売手のために金融機関に対して振込手数料を立替払したものとする場合

買手が売手に代わって振込手数料を立替払したものとする場合、売手は、買手が金融機関から受け取った振込手数料に係る適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の交付を受け、振込手数料に係る仕入税額控除を行うこととなります（この場合、買手が請求金額から差し引く金額が金融機関の振込手数料と同額である必要があります。）。

なお、買手が金融機関のＡＴＭを使って振込を行った場合、当該ＡＴＭ手数料は自動販売機特例の対象となりますので、買手が金融機関から受け取った適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の保存は不要となります（売手は、買手が差し引いた金額が振込手数料であること及び立替えでの支払が金融機関のＡＴＭでの振込みであることを確認した上で、一定の要件の下で帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことが可能となります。）。

立替金については、問 92《立替金》を、自動販売機特例については、問 41《適格請求書の交付義務が免除される取引》及び問 47《自動販売機及び自動サービス機の範囲》を、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の要件については、問 107《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》を、それぞれご参照ください。



（注） 一定規模以下の事業者については、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 53 の 2、改正令附則 24 の 2 ①）。

詳しくは、問 108《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。

(売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理の変更)

問 31 売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が当該振込手数料相当額を負担する場合について、当社は、当該負担額を支払手数料として経理処理していましたが、適格請求書等保存方式の開始後においては、売上げに係る対価の返還等として経理処理することを考えています。この場合、どのような対応が必要となりますか。【令和5年4月追加】

【答】

売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理については、当該振込手数料相当額を売上げに係る対価の返還等として処理する場合又は支払手数料として処理する場合（立替金とする場合も含みます。）があります（詳細については、問30《売手が負担する振込手数料相当額》をご参照ください。）。

ご質問のように、支払手数料としての経理処理を適格請求書等保存方式の開始後、売上げに係る対価の返還等としての経理処理に変更することは問題ありません。

なお、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います。そのため、軽減税率（8％）対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率（8％）が適用されます。

また、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上、売上げに係る対価の返還等とすることもできますが、この場合であっても、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うことから、適用税率に応じた区分のほか、帳簿に売上げに係る対価の返還等に係る事項を記載する必要があります。

この点、支払手数料のコードを売上げに係る対価の返還等と分かるように別に用意するといった、通常の支払手数料と判別できるように明らかにする対応が考えられます。

(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)

問 37 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面等で通知されるそうですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書（区分記載請求書等の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。）を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけませんか。【令和5年4月改訂】

【答】

ご質問の場合、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取引について、相手方に交付した請求書は、登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載がなく適格請求書の記載事項を満たしていません。

この場合、通知を受けた後、登録番号や税率ごとに区分した消費税額等を記載し、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を相手方に書面等^(注)で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます（インボイス通達2-4）。

(注) 既に交付した書類との相互の関連が明確であり、書面等の交付を受ける事業者が適格請求書の記載事項を適正に認識できるものに限りします。

(参考) 現時点における登録申請書を提出してから登録通知までに要する期間については、「インボイス制度特設サイト」に掲載していますのでご確認ください。

「インボイス制度特設サイト」
(登録申請書等に係る通知までの期間の目安)



(令和5年10月1日前後の取引に係る適用関係)

問 38 適格請求書等保存方式の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れ等に係る帳簿及び適格請求書等の保存が原則として必要になるのですが、令和5年10月1日前後の取引において、売手における売上げの計上時期と買手における仕入れの計上時期が異なる場合、適格請求書等の保存の要否についてどのように考えればよいでしょうか。【令和5年4月追加】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書発行事業者である売手は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じ、適格請求書を交付する義務が課されています（新消法57の4①）。

また、課税事業者である買手は、仕入税額控除の要件として、原則として、課税仕入れ等に係る帳簿及び適格請求書等の保存を要することとなります（新消法30⑦⑧⑨）。

これらについては、令和5年10月1日以後に売手が行う課税資産の譲渡等及び買手が行う課

税仕入れについて適用されることとなります（28年改正法附則46①）。

この点、同じ取引であっても、売手における売上げの計上時期と買手における仕入れの計上時期が必ずしも一致しない場合があります。

例えば、機械装置の販売において、売手が出荷基準により令和5年9月に課税売上げを計上し、買手が検収基準により令和5年10月に課税仕入れを計上するといったことも生じます。この場合、売手においては、適格請求書等保存方式の開始前に行った取引（課税資産の譲渡等）であることから、買手から当該取引について適格請求書の交付を求められたとしても、当該取引に係る適格請求書の交付義務はありません。

このため、買手においては、原則として、売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年10月1日以後のものとなる取引から、仕入税額控除の適用を受けるために適格請求書等を保存する必要があります。

なお、上記の例のように、売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年9月となる取引については、買手は区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。

- （注） 1 令和5年10月1日前であっても、適格請求書の記載事項を満たした請求書等を交付することとしても問題ありません。詳細は、問74《令和5年9月30日以前の請求書への登録番号の記載》をご参照ください。
- 2 電気料金等のように検針日基準で売上げ及び仕入れを計上している場合であって、当該検針した期間に令和5年10月1日を含んでいたとしても、検針日により売上げ及び仕入れを計上している限り、令和5年10月1日前後の取引を厳密に区分する必要はありません。
- 3 未成工事支出金及び建設仮勘定に係る課税仕入れの計上時期について、建設工事等の目的物の引渡し又は完成の日の属する課税期間の課税仕入れとすることができます（基通11-3-5、11-3-6）。この場合、当該引渡し等の日（課税仕入れを計上する日）が令和5年10月1日以後であったとしても、当該未成工事支出金等の基礎となる課税仕入れに含まれる令和5年10月1日前の取引については、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。
- 4 短期前払費用に係る課税仕入れの計上時期について、その支出した日の属する課税期間の課税仕入れとすることができます（基通11-3-8）。この場合、当該短期前払費用に係る取引に係る売手における課税売上げの計上時期（課税資産の譲渡等の時期）が令和5年10月1日以後になるものであっても、買手において同日前までに課税仕入れを計上しているものについては、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます（短期前払費用について、買手における課税仕入れの計上時期が令和5年10月1日以後になる場合の取扱いに関しては、問96《短期前払費用》をご参照ください。）。

(対価を前受けした場合の適格請求書の交付時期)

問 39 当社はシステム保守を業としています。この点、定期保守については、月額 22,000 円（税込み）であるところ、1 年間分を保守開始前に相手方から支払ってもらうこととしており、当該代金請求時において請求書を交付しています。

適格請求書等保存方式の下では、この請求書を適格請求書とする予定ですが、問題ありませんか。【令和 5 年 4 月追加】

【答】

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（新消法 57 の 4 ①）が、課税資産の譲渡等を行う前であっても、適格請求書を交付することは可能です。

したがって、貴社は、現状交付している定期保守に係る代金請求時における請求書について適格請求書として必要な事項を記載することにより、当該請求書を適格請求書とすることができます。

なお、課税資産の譲渡等を行った時において、交付した適格請求書の記載事項に変更が生じることとなった場合には、修正した適格請求書を交付する必要があります。交付した適格請求書の修正方法等の詳細については、問 34《修正した適格請求書の交付方法》をご参照ください。

【②同一適格請求書の中で、税率ごとに商品を区分して適格請求書等を発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 109,400 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	トマト	4,320 円
11/1	豚肉	5,400 円
⋮	⋮	⋮
8%対象		32,400 円
11/1	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
10%対象		77,000 円
合計	109,400 円	
8%対象	32,400 円 (消費税 2,400 円)	
10%対象	77,000 円 (消費税 7,000 円)	

△△商事(株)
T1234...

【③税率ごとに適格請求書を分けて発行する場合の記載例】

○ 軽減税率対象分

請求書		
(軽減税率対象)		
(株)〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 32,400 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	トマト	4,320 円
11/1	豚肉	5,400 円
⋮	⋮	⋮
合 計		32,400 円
内消費税 (8%)		2,400 円

△△商事(株)
T1234...

○ 軽減税率対象分以外

請求書		
(株)〇〇御中 XX 年 11 月 30 日		
11 月分 77,000 円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200 円
⋮	⋮	⋮
合 計		77,000 円
内消費税 (10%)		7,000 円

△△商事(株)
T1234...

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 72 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。

当社が交付する請求書を適格請求書とするためには、記載内容にどのような変更が必要でしょうか。【平成 30 年 11 月追加】【令和 2 年 9 月改訂】

請求書		
(株)〇〇御中		XX 年 11 月 30 日
11 月分 88,000 円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,500 円
11/3	花瓶	4,400 円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000 円
△△商事(株)		

【答】

適格請求書の記載事項は、次のとおりです（区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項に加え、①、④及び⑤の下線部分が追加されます。）（新消法57の4①）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このため、貴社の対応としては、次の記載例のように、適格請求書として必要な事項（上記①、④及び⑤の下線部分）を記載することが必要です。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要であり、これまでと同様に課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）の記載があれば、結果として「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額」の記載があるものとなります。

なお、適用税率（10%）や消費税額等の記載が必要となる点には、ご注意ください。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引で賃借人が賃貸借処理した場合の適格請求書の保存)

問 97 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の譲渡時に適格請求書の交付義務が生じるとのことですが、当該リース取引につき賃借人が賃貸借処理し、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理（分割控除）している場合、リース譲渡時に交付を受ける適格請求書の保存により仕入税額控除の適用を受けることができますか。【令和5年4月追加】

【答】

所有権移転外ファイナンス・リース取引（所得税法施行令第120条の2第2項第5号又は法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する「リース取引」をいい、以下「移転外リース取引」といいます。）については、リース資産の譲渡として取り扱われるため、移転外リース取引によりリース資産を賃借した賃借人においては、当該リース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間の課税仕入れとして処理（一括控除）することが原則です。

しかしながら、経理実務の簡便性という観点から、移転外リース取引について賃借人が賃貸借処理（通常の賃貸借取引に係る取引に準じた会計処理をいいます。）している場合、リース資産の譲渡時の課税仕入れとするのではなく、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理（分割控除）して差し支えないこととしています。

この点、移転外リース取引における適格請求書については、リース資産の引渡し時に当該リース取引の全額に対する適格請求書が交付されるものと考えられます。

したがって、移転外リース取引について、賃借人が賃貸借処理によりそのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理（分割控除）している場合、リース資産の引渡し時に交付を受けた適格請求書を保存することにより、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間ごとに計上した課税仕入れに係る仕入税額控除の適用要件を満たすこととなります。

なお、当該適格請求書については、リース料の最終支払期日（移転外リース取引について賃貸借処理により計上する最後の課税仕入れ）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

（注） 令和5年10月1日前に行われた移転外リース取引について、賃借人が賃貸借処理によりそのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理（分割控除）している場合の当該移転外リース取引に係る同日以後に賃貸借処理により計上する課税仕入れについては、区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることとなります。

(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置)

問 108 一定規模以下の事業者は、1 万円未満の課税仕入れについて、一定期間、適格請求書の保存を要しないとのことですが、その内容について教えてください。【令和 5 年 4 月追加】

【答】

基準期間^{※1}における課税売上高が 1 億円以下又は特定期間^{※2}における課税売上高^{※3}が 5 千万円以下である事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿^{※4}のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています（28 年改正法附則 53 の 2、改正令附則 24 の 2 ①）。

※ 1 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます（消法 2 ①十四）。

2 特定期間とは、個人事業者についてはその年の前年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後 6 月の期間をいいます（消法 9 の 2 ④）。

3 特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額によることはできません。

4 当該経過措置の適用に当たっては、帳簿に「経過措置（少額特例）の適用がある旨」を記載する必要はありません。

（注） 1 新たに設立した法人における基準期間のない課税期間については、特定期間の課税売上高が 5 千万円超となった場合であっても、当該課税期間について、本経過措置の適用を受けることができます。

2 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には本経過措置の対象となります。

(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における 1 万円未満の判定単位)

問 109 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）については、1 万円未満の課税仕入れが対象とのことですが、どのような単位となりますか。【令和 5 年 4 月追加】

【答】

一定規模以下の事業者が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が 1 万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28 年改正法附則 53 の 2、改正令附則 24 の 2）。

また、ここでのいう「課税仕入れに係る支払対価の額が 1 万円未満」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）が 1 万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。この考え方は、公共交通機関特例における「3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送」の判定と同様です。この考え方の詳細については問 43《公共交通機関特例の 3 万円未満の判定単位》をご参照ください。

なお、基本的には、取引ごとに納品書や請求書といった書類等の交付又は提供を受けることが一般的であるため、そのような書類等の単位で判定することが考えられます。

（注） 月まとめ請求書のように複数の取引をまとめた単位により判定することとはならないことにご留意ください。

例：① 5,000 円の商品を XX 月 3 日に購入、7,000 円の商品を XX 月 10 日に購入し、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ 1 万円未満の取引となり、本経過措置の対象

② 5,000 円の商品と 7,000 円の商品（合計額 12,000 円）を同時に購入

⇒ 1 万円以上の取引となり、本経過措置の対象外

③ 1 回 8,000 円のクリーニングを XX 月 2 日に 1 回、XX 月 15 日に 1 回行い、それぞれで請求・精算

⇒ それぞれ 1 万円未満の取引となり、本経過措置の対象

④ 月額 100,000 円の清掃業務（稼働日数：12 日）

⇒ 1 万円以上の取引となり、本経過措置の対象外

(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置〈2割特例〉)

問 111 適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった免税事業者については、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置（2割特例）があるそうですが、その内容について教えてください。【令和5年4月追加】

【答】

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（免税事業者が「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった場合を含みます。）が適格請求書発行事業者となる場合^(注)には、納付税額の計算において控除する金額を、その課税期間における課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に8割を乗じた額（以下「特別控除税額」といいます。）とすることができる経過措置（以下「2割特例」といいます。）が設けられています（28年改正法附則51の2①②）。

（注） 課税事業者が適格請求書発行事業者となった場合であっても、当該適格請求書発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができます。

また、2割特例は、簡易課税制度のように事前の届出や継続して適用しなければならないという制限はなく、申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することにより、適用を受けることができます（28年改正法附則51の2③）。

なお、2割特例の適用を受けることができない課税期間については、問112《2割特例の適用ができない課税期間①》及び問113《2割特例の適用ができない課税期間②》をご参照ください。

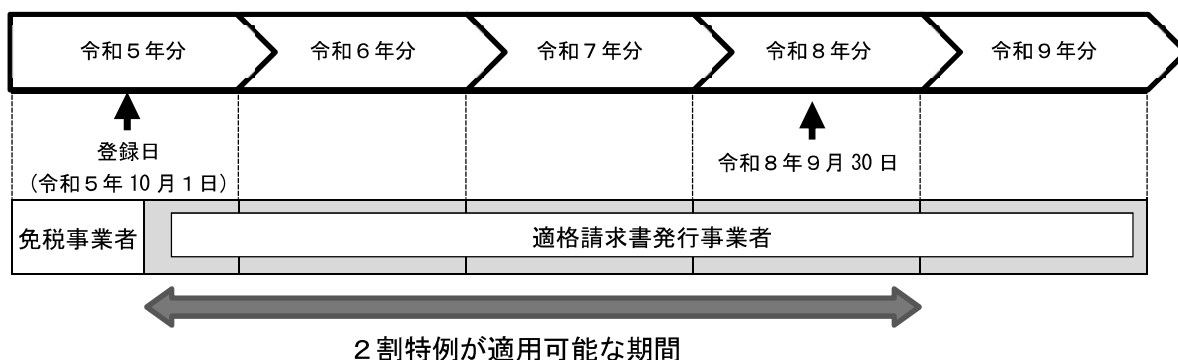
《2割特例を適用した場合の納付税額の計算イメージ》

$$\begin{aligned} \text{納付税額} &= \text{売上税額} - \text{特別控除税額（売上税額の8割）} \\ &\Rightarrow \text{売上税額の2割} \end{aligned}$$

《適用可能期間》

（例）個人事業者（12月決算の法人）の場合

（本来免税事業者である事業者が適格請求書発行事業者となる場合）



(2割特例の適用ができない課税期間①)

問 112 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）は、基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間などについては適用できないとのことですが、具体的に教えてください。【令和5年4月追加】

【答】

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下「2割特例」といいます。）は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます※。）が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます（28年改正法附則51の2①）。

ただし、以下の課税期間については、2割特例の適用を受けることはできません。

※ 適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む申告については、2割特例の適用はありません。詳しくは、問113《2割特例の適用ができない課税期間②》をご参照ください。

【過去の売上が一定金額以上ある場合】

- ① 基準期間の課税売上高が1千万円を超える課税期間（消法9①）
- ② 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法9の2①）
- ③ 相続^{（注1）}・合併・分割があった場合の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法10、11、12）

（注1） 相続のあった課税期間について、当該相続により事業者免税点制度の適用が制限される場合であっても、適格請求書発行事業者の登録が相続日以前であり、他の2割特例の適用が制限される課税期間でなければ、2割特例の適用を受けることができます（28年改正法附則51の2①三）。

【新たに設立された法人が一定規模以上の法人である場合】

- ④ 新設法人・特定新規設立法人の納税義務の免除の特例により事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の2①、12の3①）

【高額な資産を仕入れた場合】

- ⑤ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に本則課税で調整対象固定資産^{（注2）}の仕入れ等を行った場合において、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出ができないことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間^{（注3）}（消法9⑦）

（注2） 調整対象固定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が百万円以上の棚卸資産以外の資産をいいます（消法2①十六、消令5）。

（注3） 免税事業者に係る登録の経過措置（28年改正法附則44④）の適用を受けて適格請求書発行事業者となった者は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出をして課税事業者となっていないので、これに該当することはありません。

- ⑥ 新設法人及び特定新規設立法人の特例の適用を受けた課税期間中に、本則課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の2②、12の3③）
- ⑦ 本則課税で高額特定資産^{（注4）}の仕入れ等を行った場合（棚卸資産の調整の適用を受けた場合）において事業者免税点制度の適用が制限される課税期間（消法12の4①②③）
- （注4） 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます（消法12の4①、消令25の5①）。

【課税期間を短縮している場合】

- ⑧ 課税期間の特例の適用を受ける課税期間^{（注5）}
- （注5） 課税期間の特例の適用を受ける課税期間とは、「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間であり、当該届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間も含みます（消法19）。

(2割特例の適用ができない課税期間②)

問 113 消費税課税事業者選択届出書の提出により納税義務の免除が制限されている場合であっても小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）の適用を受けられない場合があるとのことですが教えてください。【令和5年4月追加】

【答】

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下「2割特例」といいます。）は、適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者（「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）が適格請求書発行事業者となる場合に適用することができます（28年改正法附則51の2①）。

一方で、令和5年10月1日より前から「消費税課税事業者選択届出書」の提出により引き続き課税事業者となる同日を含む課税期間※、つまり、適格請求書等保存方式の開始前である令和5年9月30日以前の期間を含む課税期間の申告については、2割特例の適用を受けることはできません（28年改正法附則51の2①一）。

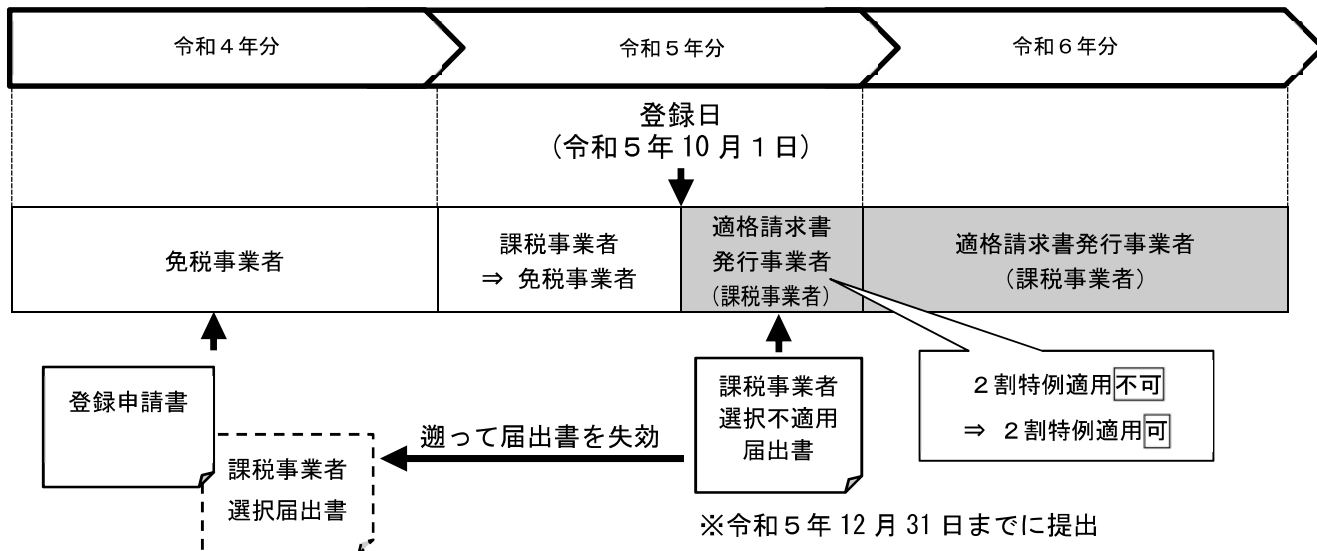
※ 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した事業者であって、「消費税課税事業者選択届出書」の提出により令和5年10月1日を含む課税期間から課税事業者となる事業者については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、「消費税課税事業者選択届出書」を失効させることができます（28年改正法附則51の2⑤）。

この場合、当該登録申請書の提出により、適格請求書発行事業者となった場合においては、登録日から課税事業者となり、当該課税事業者となった課税期間から2割特例を適用できることとなります。

なお、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない場合であっても、令和5年10月1日を含む課税期間の翌課税期間以後については、基準期間の課税売上高が1千万円以下である場合には、問112《2割特例の適用ができない課税期間①》の課税期間に該当しない限り、2割特例を適用することができます。

《消費税課税事業者選択不適用届出書の提出に係る特例》

（例）令和5年10月1日を含む課税期間を対象として消費税課税事業者選択届出書を提出した個人事業者が当該届出書を失効させる場合



(2割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択)

問 114 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)の適用を受けていましたが、翌課税期間から2割特例が適用できなくなるため、簡易課税制度の適用を受けたいのですが、いつまでに消費税簡易課税制度選択届出書を提出すればよいですか。【令和5年4月追加】

【答】

簡易課税制度を適用して申告する場合には、原則として、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

この点、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(以下「2割特例」といいます。)の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に納税地を所轄する税務署長にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したものとみなされます(28年改正法附則51の2⑥)。

したがって、例えば、令和8年分まで2割特例により申告を行った個人事業者が翌年分から簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、令和9年中に「消費税簡易課税制度選択届出書(令和9年分から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載したもの)」を提出すれば、令和9年分から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

(注) 簡易課税制度を適用して申告する場合には、2割特例と異なり、申告時の選択ではないため、事前の届出が必要となりますので、ご注意ください。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 個人事業者が2割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間において簡易課税制度の適用を受けるとき

